

東成区青少年福祉委員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱に基づき、東成区における青少年福祉委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 青少年福祉委員の定数は各連合の振興町会数とする。

(業務)

第3条 青少年福祉委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導ルームへの協力
- (2) 青少年健全育成推進者の育成
- (3) 青少年指導員活動の側面的支援
- (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体との協議の上、区長が定める事業

(選考会の設置)

第4条

- 青少年福祉委員の選考にあたっては、区に区選考会を、校下に校下選考会を設ける。
- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
 - 3 校下選考会は、校下社会福祉協議会、校下地域振興会、校下青少年福祉委員会、校下青少年指導員会、校下地域女性団体協議会、校下子供会、校下民生委員会、PTA、及び学校等の代表者で構成する。
 - 4 区選考会は、校下選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
 - 5 区選考会は、東成区社会福祉協議会、東成区地域振興会、東成区青少年福祉委員連絡協議会、東成区青少年指導員会連絡協議会、東成区PTA協議会、東成区地域女性団体協議会、東成区青年団体協議会、東成区子供会育成連合協議会、東成区民生委員児童委員協議会及び小中学校代表校等の代表者および区長が必要と認めた者若干名で構成する。

(選考基準)

第5条

青少年福祉委員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。

- (2) 青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3) 原則、年齢満 50 歳以上 65 歳未満の者。ただし、青少年活動の円滑な推進を図るため、地域の実情に応じて運用することができる。

(細則)

第 6 条

この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、青少年健全育成にかかる関係団体と協議のうえ、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和元年 12 月 13 日から施行する。